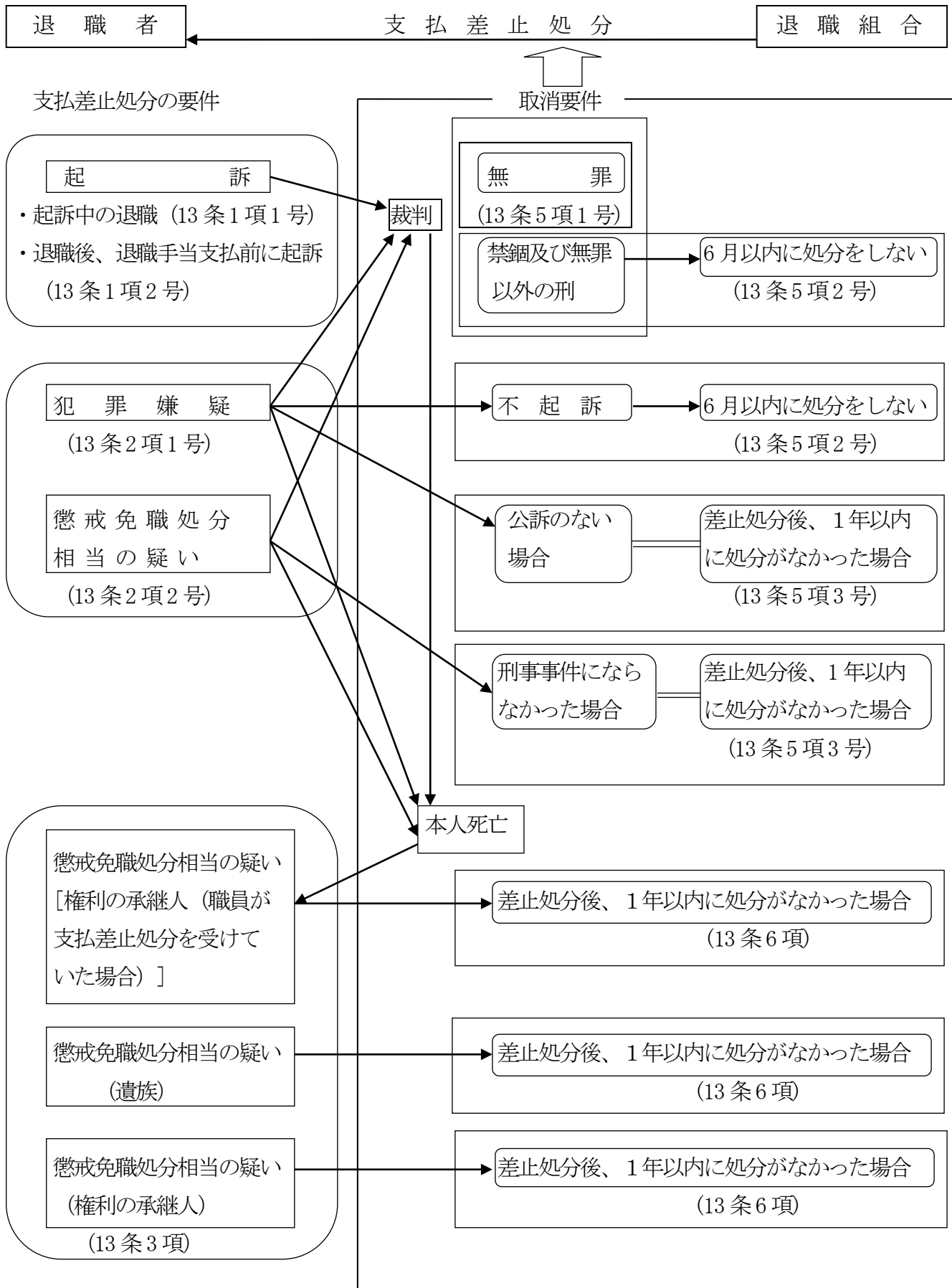


支払差止めについて



※別記様式第2号で報告

- ④ 一般の退職手当等の全部又は一部の返納（納付）を命ずる処分を行うことができる場合
- ・ 対退職者（条例第15条）
 - （イ）基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
 - （ロ）退職手当算定の基礎となる在職期間中の行為での再任用職員に対する免職処分の場合
 - （ハ）懲戒免職等処分機関が、退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めた場合（再任用職員を除く。退職の日から5年以内に限る。）
 - ・ 対退職者の遺族（条例第16条）
 - 懲戒免職等処分機関が、退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めた場合（退職の日から1年以内に限る。）
 - ・ 対退職手当受給者の相続人（退職の日から6月以内に通知を行った場合等で受給者の死亡の日から6月以内に限る。）（条例第17条）
 - （イ）退職後基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後死亡した場合
 - （ロ）退職後退職手当算定の基礎となる在職期間中の行為での再任用職員の免職処分を受けた後死亡した場合
 - （ハ）懲戒免職等処分機関が、退職後に死亡した受給者を退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めた場合
- ◎ 提出書類
- ・ 退職手当の返納処分等に関する報告書（別記様式第3号）
 - ・ その他参考になる資料（発令の写・処分説明書等）